

リスクマネジメント最前線

2011-14 (5月2日)

東京海上日動火災保険株式会社
企業営業開発部
〒100-8050
東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL 03-5288-6589
FAX 03-5288-6590
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/



TOKIO MARINE
NICHIDO

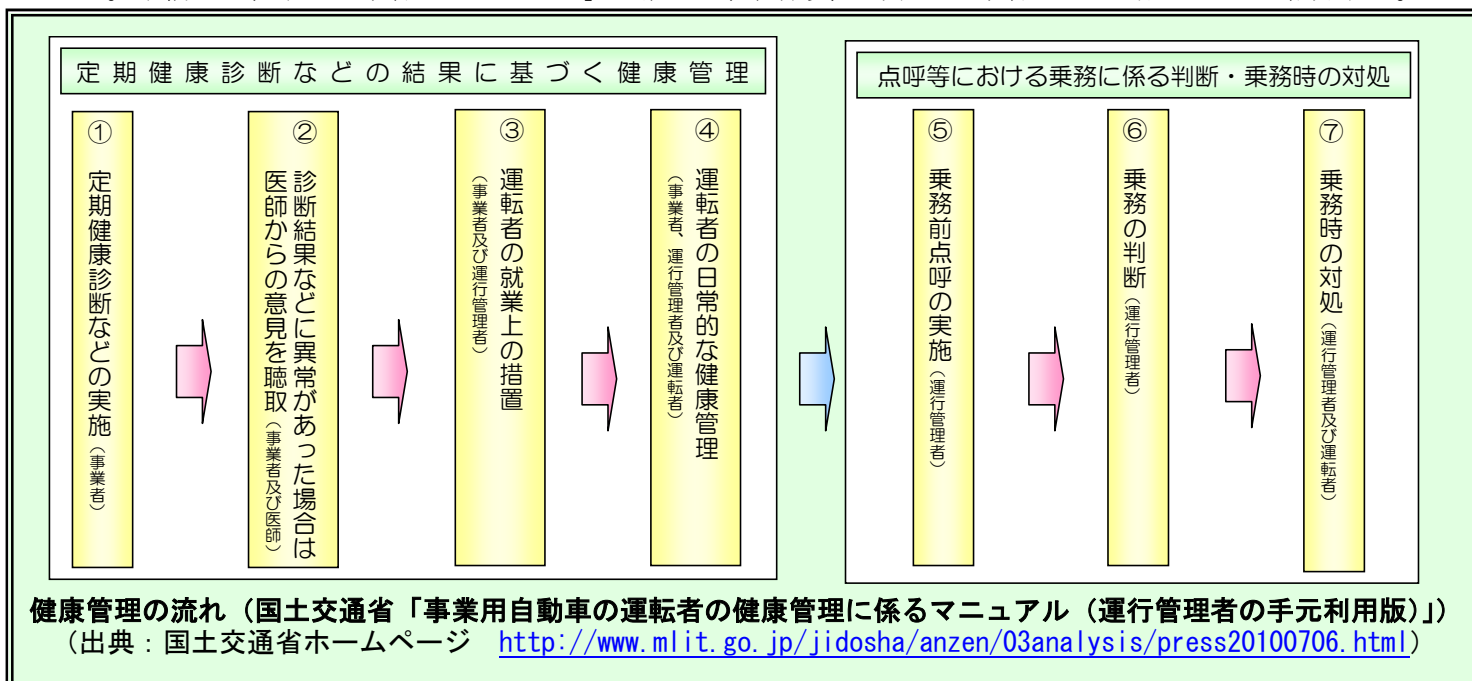
東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
http://www.tokiorisk.co.jp/

健康起因事故のリスクを低減させるための健康管理の重要性

はじめに

栃木県において、登校中の小学生の列にクレーン車が突っ込んで6名が死亡するという痛ましい事故が発生した。現時点での報道によると、運転者が運転中に意識を喪失したことによるものとされている。このように、運転者の健康状態が運転中に急速に悪化することにより発生する交通事故（健康起因事故）は一度発生すると重大な事故につながるが多いため、社会的に大きな注目を集めている。

このような健康起因事故を少しでも減少させるために、国土交通省から平成22年7月に自動車運送事業者（バス・トラック・タクシー）向けに「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」（健康管理マニュアル）が公表された。本稿では、本「健康管理マニュアル」に沿って、従業員に対する健康管理の重要性について紹介する。



1. 定期健康診断などの結果に基づく健康管理

運送事業者は、「③ 運転者の就業上の措置」において、定期健康診断などの結果や、主治医、かかりつけ医の意見に基づき、「従業員の健康状態が運転業務に支障を及ぼさないか」判断することが義務付けられている。

具体的には、以下に示すとおり従業員が道路交通法第90条ただし書きや道路交通法施行令第33条の2の3に掲げられた健康状態に該当しないか確認し、該当する場合は従業員を運転業務から外すなどの対応が必要となる。

免許の拒否又は保留の事由となる健康状態（「道路交通法第90条」、「道路交通法施行令第33条の2の3」より作成）

- 統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）
- てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- 再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病状であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。）
- 無自覚性の低血糖症（人為的に血糖を調節することができるものを除く。）
- そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）
- 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- 自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病状
- 認知症
- 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒

2. 点呼等における乗務に係る判断・乗務時の対処

また、運送事業者は、「1. 定期健康診断などの結果に基づく健康管理義務」に基づき運転業務に支障を及ぼさないと判断した従業員に対しても、常日頃から従業員が運転業務に就くことができる健康状態であるか確認することも義務付けられている。

特に、加療中の従業員や薬の服用などにより体調をコントロールする必要がある従業員などが薬を服用することを忘れた場合や、眠気を伴う薬を服用している場合には、重大な事故につながる危険性がある。

そのため、事業者は、健康管理を従業員任せにせず常日頃から従業員が運転業務に就く前などに従業員の健康状態を確認することが重要である（以下を参照されたい）。

乗務前点呼における従業員の健康状態の確認手順及び加療中などの従業員に確認すべき事項
(国土交通省「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」(本編)より作成)

<p>【乗務前点呼における従業員の健康状態の確認手順】</p> <p>運転者を指定した至近距離(立ち位置を足型などで明示)で、運転者の顔色、声色など運転者自身の様子を併せて確認することにより、運転者の健康状態を確認する。</p>	<p>【加療中などの従業員に確認すべき事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病を治療するために定期的に通院しているか ○ 医師に指示された事項を守っているか ○ 医師に処方された薬をしっかりと飲んでいるか など
<p>＜注意すべき事例＞</p>	
<p>【事例1 糖尿病が持病の従業員】</p> <p>薬を服用しないことなどにより血糖値を十分にコントロールできずに低血糖になると、意識が朦朧とする。</p>	<p>【事例2 風邪気味や花粉症の従業員】</p> <p>風邪薬や花粉症の薬の中には、服用すると眠気を伴うものがある。</p>

＜具体的な疾病に対して確認しておくべき事項＞
(国土交通省「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」(運転者の手元利用版)より作成)

<p>【高血圧症】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ めまいはないか ○ 頭が重い、あるいは痛くないか ○ 動悸がしないか ○ 脈が乱れることがないか 	<p>【心血管系疾患】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動悸がしないか ○ 脈が乱れたり、極端におそくなる ○ 息切れはしないか ○ めまいはないか ○ 気分はどうか ○ 胸痛はないか
<p style="text-align: center;">【糖尿病】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ のどが異常にかわくことがないか ○ だるさ、疲れがひどくならないか ○ 目だって痩せてきていないか ○ 頻尿・多尿ではないか ○ 冷や汗が出る感じがいないか (低血糖のおそれあり) ○ めまいがしたり、著しい倦怠感があることはないか ○ 頭が重い、あるいは痛くないか ○ 動悸がしないか <p>※ 糖尿病の場合、高血圧症や心血管系疾患を併発するおそれがあるため、高血圧症や心血管系疾患の項目についても併せて確認する必要がある。</p>	

3. 運送事業者における健康管理の徹底と強化

このように運送事業者には、従業員に対する健康管理義務の徹底が強く求められている。しかしながら、運転者が体調が悪い場合に申告できる環境や、運転業務に支障を及ぼす可能性がある運転者に運転業務をさせないための小さな「健康状態の異変」が見逃され安全風土を醸成させることもまた重要である。

安全風土を根付かせる手法としては、運転者に対する健康管理の重要性に関する教育や、現場ミーティングなど、様々なことが考えられる。「体調が悪くなったら必ず言うように運転者に徹底する」、「体調が悪そうな人に気付いたら声をかけることを徹底する」、「運行管理者は、点呼時に運転者と必ずコミュニケーションを取り、信頼関係を構築する」といった日頃の取り組みも軽視しないように努めてほしい。